

**申込締切日**  
**2017年2月28日(火)**

**申込先** >> 第11回エコプロダクツ国際展運営事務局(株式会社ファースト)  
<E-mail> epif@the-first.co.jp <FAX> 03-3545-9404

① 当社は第11回エコプロダクツ国際展出展規定(本申込書裏面記載)に同意し、以下の通り出展を申し込みます。

申込日 Application Date	年	月	日	会社・団体名 Company Name	(印)
-------------------------	---	---	---	------------------------	-----

② 出展企業情報 COMPANY PROFILE

会社・団体名 Company Name	フリガナ	TEL	
	(和文)	FAX	
	(英文)	Website	
出展担当者 Contact Person	(和文)	役職 Title	(和文)
	(英文)		(英文)
所在地 Address	(和文) 〒		
	(英文)		

③ 申込内容 WE APPLY FOR

※出展料金には、現地付加価値税(VAT)10%が加算されます。

パッケージブース Package Booth	1小間：3m × 3m	小間	×	2,800USドル	=	USドル
スペース渡し Standard Space	18㎡～	㎡	×	290USドル/1㎡	=	USドル

※お支払いについては日本円でのお支払いとなります(ご請求書発行日のUSドル為替レート[TTS]で換算)。  
※本申し込み完了後、請求書をお送りさせていただきます。請求書記載の指定日までに、ご出展料を指定口座へお振込み下さい(振込手数料は申込者のご負担になります)。  
※レンタル備品・電気工事等のお申し込みにつきましては別途申請書にてお申込みいただけます。

④ 展示する製品/サービス DETAILS OF PRODUCT/SERVICE (ブランド名は英語でご記入ください。)

⑤ 出展関連連絡先(代理店記入欄) AGENT DETAIL ※②と同様の場合は記載不要

会社・団体名 Company Name	フリガナ	TEL	
	(和文)	FAX	
	(英文)	Website	
出展担当者 Contact Person	(和文)	役職 Title	(和文)
	(英文)		(英文)
所在地 Address	(和文) 〒		
	(英文)		

⑥ 請求書の送付先、および展示会フォローアップやブース配置に関する連絡先 ※当てはまる項目に  をしてください。

出展者  代理店/代理人(上に記載の通り)

# 第11回エコプロダクツ国際展 出展規定

本展示会の契約条件および全ての特別条件あるいは追加条件は、他のすべての規定、条件および保証を例外として、主催者(以下の第1条において定義される)によって合意されたものであり、主催者と出展者(以下の第1条において定義される)との間での完全に合意されたものとされる。かつ、本規定は、主催者が準拠事業運営のための唯一の契約条件を構成するものとし、出展者の如何なる要求、その他の書式に記載される如何なる契約条件にとらわれないものとする。本合意は、主催者および出展者との書面による合意であり、かつ、それぞれの当事者の公式な権限を付託された役員が署名する書面による合意のない限り、如何なる変更もされないものとする。

## 1.定義

本契約条件においては、下記の表記は、それぞれ、以下の意味を有するものとする。

- 「出展者」とは、展示会に申し込みを行い、展示会でのスペースを許諾されたすべての個人、企業あるいは団体を意味するものとする。
- 「展示会」とは、出展申込書において詳細を記述してあるイベントを意味するものとする。
- 「主催者」とは、アジア生産性機構、運営事務局である株式会社ファースト、GLOBAL EXPOおよびその合法的な譲受人を意味するものとする。
- 「出展者マニュアル」とは、出展者向けに発行される展示会用の展示マニュアルおよび関連する情報を記した書類を意味するものとする。
- 「出展申込書」とは、本契約条件を意味するものとし、展示会の出展スペースの申込書の裏面の出展規定と併せて読まれるものとする。
- 単数形を意味する言葉は、複数形を含むものとし、また、その逆でもあるものとし、一方の性別を意味する言葉は、両性を含むものとし、個人に対する言及は、法人化されている団体、法人化されていない団体を含むものとする。
- 各条の見出しは、便宜のためだけのものであり、如何なる法的効果ももたないものとする。

## 2.本契約条件

本契約条件は、ベトナム法に準拠し解釈されるものとし、かつ、出展者マニュアル、その他に記載されているか否かを問わず、展示会に関連して、主催者がその都度発行するルールまたは規則、その他のすべての契約条件を包含するとみなされるものとする。

## 3.展示会の会期

展示会の日程、開催時間の詳細は、出展者マニュアルに記載されるものとする。本展示会の会期中、出展ブースには出展者のスタッフが配置されているものとする。

## 4.契約の時期

下記の第17条および本第4条の次の規定に従い、出展申し込みは、主催者が用意する出展申込書においてなされるものとし、出展者は、主催者に対し、展示する展示物に関する情報開示を事前に行う義務を有する。出展契約は、出展者が記入した出展申込書主催者が受領後、出展内容を承認した時点で、締結したとみなされるものとする。主催者は、自己の裁量に基づき、書面による申込書に代わり、書面、メール、ファクシミリ等による申し込み意思表示、または、出展料支払いの受領によっても、申込みを受諾することができるものとし、本契約条件が適用されるものとする。

## 5.署名者

出展者を代表して出展申込書に署名をした人物(単数・複数)は、出展者を代表して出展にかかる行為を行う責任・役割を有しているとみなされるものとする。かつ、出展者は、主催者に対し、出展申込書に署名をした人物(単数・複数)がこのような責任・役割を有していなかったと主張する権利を有しないものとする。

## 6.展示物

本契約条項の第7条に従い、出展者は契約書において特定されている事物のみを、展示する権利を付与されているものとする。

## 7.展示物の撤去

- 主催者が、その独自の判断において、展示物が名誉棄損にあたる性格、品位を疑めるような性格、第三者の権利を侵害する可能性があるものと判断した場合、あるいは主催者の独自の判断において、本展示会、主催者およびその関係機関、他の出展者にとって好ましくない、または有害であると判断した場合、主催者は、出展者に対し、展示会で展示されている如何なる展示物についても、その撤去を求める権利を有するものとする。
- 展示会に参加するための契約書を締結することにより、出展者は、出展者の出展ブースで展示されるすべてのアイテム、あるいは関連するすべての装飾物、掲示物について、如何なる意味・場合においても、第三者の高標、著作権、特許、その他の知的財産権をも侵害していないことを、主催者に対して保証するものとする。
- 主催者が、何らかの法的な義務のもとに(裁判所の判決、地方当局の命令・判断・勧告等)、出展者の出展ブースで展示されるいづれかのアイテム、あるいは関連する装飾物、掲示物等を撤去しなければならない場合、主催者は(主催者が有する他の如何なる権利に不利益を与えることなく)、出展者の出展ブースから、該当するアイテムを撤去する権利、または展示会における出展者の出展ブースを閉鎖する権利を有するものとする。主催者の権利による撤去、あるいは閉鎖が行われた場合、出展者に対して、如何なる保証および損害賠償も発生しないものとする。

## 8.出展申込後の解約

- 出展者が自身の出展申し込みの解約を希望する場合、あるいは出展ブースの申込契約において規定されている支払い義務の履行を

出展者が怠った場合、主催者は、以下のキャンセル料金を適用し、かつ、そのスペースを再配分できる権利(但し、権利の行使を義務付けられないものではなく、かつ、主催者に認められている他の如何なる権利、あるいは、如何なる是正事項にも不利益を与えることなく)を有するものとする。

<キャンセル料金に関する規定>  
● 2016年12月20日～2017年2月10日迄 ..... 出展料の50%  
● 2017年2月11日以降 ..... 出展料の100%  
※ 上記割合で算出されたキャンセル料に対して現地付加価値税(VAT)が加算されるものとする。

- 出展者が出展申し込みの解約を希望する場合には、解約の内容・事由を記した書面による通知を、配達記録付郵送、またはメール、またはファクシミリ等により、主催者へ送付されなければならないものとする。かつ、かかる通知の正式な通知日(土曜日、日曜日、あるいは、祝日は該当しない)は投函後2日後とする。
- キャンセル料金が支払われた後に、主催者が解約された出展スペース(あるいは、第9条に従い縮小されたスペース)を再販売、あるいは再配分したとしても、主催者は、かかるキャンセル料金の全額、あるいは一部を出展者へ返還する義務を負うものではないものとする。

## 9.スペースの縮小

出展契約が締結された後に、出展者が、自身の出展スペースの縮小を希望する場合には、出展スペースの縮小に関する内容・事由を記した書面の原本を主催者に送付しなければならない。主催者は、当初の出展スペースを縮小される面積に応じて算出された合計契約金額に対して、上記の第8条第(i)項に定めるキャンセル料金の規定を適用する権利を有するものとする。主催者は、対象となっている出展スペースを、再販売または再配分することができるものとする。但し、主催者は、スペース縮小の申し出を受諾しなければならない如何なる義務も有しないものとする。

## 10.再配分

敢えて疑義の発生を回避するために明記すると、展示用のスペースに関する主催者と出展者との如何なる契約はかかるスペースの面積に関するものである。かつ、出展者において、展示会のフロアプランにて決められた場所、または、決められたブース番号提供され、出展者は展示会開催期間中に、決められた場所で展示を行う権利を有するが、これは主催者による如何なる合意、如何なる保証、如何なる表明とも解釈されるものではないものとする。かつ、主催者は、出展者に対して通知を行うことを求められることなく、展示会のフロアプランのレイアウト、あるいは、いづれのスタンドの位置をも、随時に、変更する権利を有するものとする。

## 11.その他の出展者

主催者が誠実に行動するとしても、フロアプランあるいはブース番号に記載される如何なる出展者の名称、また、事前であれ事後であれ、主催者による、または主催者のための、出展者が展示会への参加を予定している旨の表明は、当該出展者が展示会に参加、あるいは、定められた場所での出展することを、主催者が如何なる意味においても保証、表明、受託と解釈されることではないものとする。

## 12.占有されたいスペース

出展者は、自身に割り当てられた出展スペースに、展示会の初日の開館時間までに、展示、占有をしなければならないものとする。かかる展示・占有を履行できなかった出展者は、自身のスペース使用をキャンセルしたものとみなされるものとする。かかる場合において、第8条に定めるスペースのキャンセルに関する契約条件が適用されるものとし、主催者は、かかるスペースを再販売、あるいは、再配分ができるものとする。

## 13.来場者

契約をした他のいづれかの、あるいは、全ての出展者が展示会に参加しなかったとしても、また、主催者の合理的なコントロールの及ばない何らかの理由で、展示会に来場する来場者が一定の人数に到達しなかったとしても、主催者は、如何なる責任をも有しないことを、出展者は了解するものとする。

## 14.補償

出展者が展示会において展示、あるいは、広告した如何なる物品、または、サービスに由来して、主催者がこうむったすべての経費、請求、損害、係争、手続き、損失、その他のすべてに関して、出展者は、主催者に対して、完全に、かつ、有効な補償を行い、かつ、補償状態を維持するものとする。

## 15.破産

出展者が破産、あるいは債務超過に陥った場合、破産、あるいは債務超過に類する行為を行った場合、清算手続きを開始した場合、出展者のいづれかの資産に関して、財産保全管理人、管理人、または資産管理人が指名された場合、主催者は、出展者との契約を解除する権利を有するものとし、かつ、第8条に定めるキャンセル料金に関する規定が適用されるものとする。

## 16.譲渡

出展者は割り当てられた出展スペースの全部または一部を、如何なる場合においても貸与・売買・譲渡・交換をすることはできないものとする。また、本契約に基づく権利と義務に関して、譲渡、あるいは、その他の取引を行う権利を有しない。また、誠実な出展者たりえない人物のカード広告、あるいは、印刷物は、如何なるスタンドにおいても、展示、または、配付してはならないものとする。かかる定めは、出展者の関連会社、代理人、あるいは本人、個人、企業、あるいは、団体であって、申込みの時点において、出展申込書に適切に記載されたものには、適用されないものとする。主催者は、スペースに関する契約の便益を(負担を条件として)、出展者への通知、あるいはその同意を得ることなしに、譲渡する権利を有するものとする。

## 17.使用許諾者と使用被許諾者

主催者によって、出展申込書の受領・受諾がされた時点にて、主催者と出展者との間に、本契約条件に基づく、出展契約関係が成立するものとする。主催者は、自己の裁量により、口頭(電話を含む)、メール、ファクシミリ、あるいは出展者に対して書面による承認(それには主催者による、あるいは、主催者のために署名をされた出展申込書のコピーが含まれるものとする)を交付することによって、出展者によるスペースの申込みを受諾することができるものとする。割り当てられたすべてのスペースに関して、主催者と出展者との間には、使用許諾者と使用被許諾者の関係が生じるものとする。出展者による支払いの遅延・未払い(正式な要求されているか否かを問わず)が発生した場合、あるいは本契約条件のいづれかに従わなかった場合、主催者は、出展者に与えた使用許諾を撤回し、割り当てたスペースに立ち入り、出展者およびすべての人物をそこから排斥し、かつ、排除することができる権利を有するものとする。なお、かかる権利は、本契約に基づき出展者が支払うべきすべての金額を回収するという主催者の権利を損なうものではなく、また主催者に認められているすべての他の権利、あるいは、現状復帰の手段を損なうものでもないものとする。

## 18.広報宣伝と表明

- 主催者は、適切と認識された方法によって、展示会の運営および広報宣伝を行うべく、合理的な努力を払うものとし、かかる運営および広報宣伝手法あるいは方法を、修正あるいは変更する権利をも有するものとする。そのため、来場者数の予測に関連して、主催者による、あるいは、主催者のために発表される如何なる表明も、または、広報宣伝方法または時期についても、主催者による広報宣伝、あるいは、運営戦略の一般的な指標として解釈されるものとし、如何なる表明、あるいは保証にも鼎せられるべきものではないものとする。
- スペースに関する如何なる契約について、本展示会、あるいは他の展示会における如何なる他の出展者の存在、展示場所については条件付けられないものとする。更に、主催者と出展者との間の展示会のスペースに関する如何なる契約においても、かかる条件付けへの如何なる言及をも適用されないものとする。

## 19.延期と中止にともなう免責

理由の如何を問わず、本展示会が開催できなかった場合、あるいは本展示会の開催会場の保有・運営者の意向により、全体的、あるいは部分的に使用できなくなった場合であっても、出展者は、かかる事態により発生する如何なる損失・損害に関して、主催者に対する如何なる請求権をも有しないものとする。展示会の日程の再設定、延期、展示会の他の会場への代替等によって、展示会の開催が可能な場合には、スペースに関する契約は、全ての出展者に対して拘束力を有するものとする。但し、その場合には、展示会の開催場所、日程、期間、出展スペースのサイズ、配置、その他の変更に対応すべく、契約条件が変更されたこととみなされるものとする。

## 20.保険と免責

- 出展者は、自己の費用負担において、物品あるいは人員の損失・損害、あるいは怪我、窃盗に関して、一般損害賠償責任に対応する完全の補償保険を有効に維持するものとする。かかる保険によって補償されている事象が発生し、かつ、出展者が補償を希望する場合には、出展者は、主催者に対する請求を行う以前に、かかる保険に基づく請求を行わなければならないものとする。
- 如何なる方法であっても、本契約に基づき、主催者が出展者に対して負うべき責任とは、
  - 直接的な損失あるいは損害だけに限定されるものとし、利益の逸失、あるいは如何なる間接的な損失・損害に対しては、それらが如何なる事由・形態で発生したとしても、及ばないものとする。
  - 加えて、合計の契約金額と同等の金額を超えることはないものとする。

## 21.作業の安全性ならびに展示会に関連する法律および規則

作業における安全性の確保ならびに全ての関連する法律と規則(上記の第1条で定義された通り)は、本展示会に適用されるものとする。さらに出展者は、かかる関連する法律と規則のすべてに関して、自身の義務を完全に履行しなければならないものとし、かつ、出展者によって雇用されている、あるいは従事しているすべての当事者が、同様に、規定されているルールに従って運営されていることを保証しなければならないものとする。

## 22.出展ブースの設営

すべての出展ブースの設営は、第1条で定められている全ての関連する法律と規則を遵守しなければならないものとし、かつ、本展示会への出展契約を締結によってブース設営を遂行できるものとする。出展者は、自身の出展ブース設営において発生するすべての作業および仕様が、常に、出展規定に準拠していることを確約する旨、主催者に対して保証するものとする。

## 23.人員の排除

主催者は、自分の裁量および見解において、その存在が本展示会の遂行に支障をきたす如何なる人物をも、本展示会から排除あるいは排斥する権利を有するものとする。また、かかる人物が出展者の関係者、あるいは関連する人物であろうとも、かかる権利を行使することができるものとする。